

商品概要説明書

成年後見支援貯金（普通貯金）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

商 品 名	・成年後見支援貯金（普通貯金）
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１） 預入方法 （２） 預入金額 （３） 預入単位	・当 J A の口座開設店でのみ、預入できます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法 （１） 払戻方法 （２） 払戻金額 （３） その他	・当 J A の口座開設店窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利 息 （１） 適用金利 （２） 利払頻度 （３） 計算方法 （４） 税 金 （５）金利情報の入手方法	・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年 3 月と 9 月の当 J A 所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）当 J A 所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下、「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または総合リスク管理室（電話：044－877－2186）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総合リスク管理室または J A バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045－211－7716）
その他参考となる 事項	・1 人 1 口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・A T M（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する A T M を利用した入金と記帳のみ可能です。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 11 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A セレサ川崎

令和 7 年 4 月改正版